

浜松市公告第476号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から4月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成27年5月29日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

浜松プラザ

浜松市東区上西町1020番地1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 51,394 m²

(変更後) 16,940 m²

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

駐車場の収容台数 3,157 台

(変更後)

駐車場の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

駐車場の収容台数 698 台

②駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

駐輪場の収容台数 1,072 台

(変更後)

駐輪場の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

駐輪場の収容台数 250 台

③荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

荷さばき施設の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

荷さばき施設的面積 1,303 m²

(変更後)

荷さばき施設の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

荷さばき施設的面積 347 m²

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

廃棄物保管施設の容量 780.8 m³

(変更後)

廃棄物保管施設の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

廃棄物保管施設の容量 137.8 m³

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①来客が駐車場を利用することができる時間帯

		変更前	変更後
イーストゾーン	平面	午前 8 時～午後 11 時 30 分	午前 8 時～午後 11 時 30 分
	赤ちゃん本舗屋上	午前 8 時～午後 10 時	午前 8 時～午後 10 時
	セビオ屋上	午前 8 時～午後 10 時	午前 8 時～午後 10 時
	トヨタ [®] 4 階、屋上	午前 8 時～午後 11 時 30 分	—
	フレコ [®] 棟立体駐車場	午前 8 時～午後 11 時 30 分	午前 8 時～午後 11 時 30 分
ウエストゾーン	第 1 駐車場	午前 8 時～午後 10 時	—
	第 2 駐車場	午前 8 時～午後 10 時	—
	第 3 駐車場	午前 8 時～午後 10 時	—
	屋上駐車場	午前 8 時～午後 10 時	—

②駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

出入口の位置 図面 3-1 建物配置図 (変更前) 参照

出入口の数 入口 7 箇所、出口 7 箇所 計 14 箇所

(変更後)

出入口の位置 図面 3-2 建物配置図 (変更後) 参照

出入口の数 入口 5 箇所、出口 6 箇所 計 11 箇所

3 変更年月日

平成 28 年 1 月 28 日

4 変更する理由

営業計画の変更のため

5 届出年月日

平成 27 年 5 月 27 日